

事案書（ 経営会議 調整会議）

開催日：令和3年2月16日（火）

担当課：健康福祉部 健康福祉総務課

<p>件 名：大和市終活支援条例の制定について</p>	
<p>提出理由：大和市終活支援条例を制定するにあたり、その内容について了承を得るため</p>	
<p>内 容：</p> <p>1. 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上のひとり暮らしの方について、高齢社会白書によると、全国の5年ごとの人数の変化は1980年から2015年までの実績値及び2020年から2040年までの推計値共に一貫して増加している（2040年の推計値は約896万人）。 ・また、令和2年12月1日現在、本市の全世帯のうち、65歳以上のひとり暮らし世帯は14.1%（16,384世帯）、65歳以上の2人暮らし世帯は9.8%（11,347世帯）と高い割合を占めている。 ・人生の終盤において、かつては3世代以上で同居する世帯も多く、家族や地域とのつながりがある中で最期に向けた準備をすることが一般的であったが、近年の長寿化、核家族化の進展により、そうした状況は少なくなり、今後もこの傾向は続くと思込まれる。 ・以上のような現状や予測を踏まえると、健康、生活などの要素に加え、人生の最期（エンディング）を迎えるまでの暮らしや死後に必要となる諸手続きなどについて本人が行う準備（終活）に関してもより積極的な市の支援が求められていくと考えられる。 ・こうした中、本市では、既に課題であった高齢化の進展などを踏まえ、平成28年7月に葬儀等についておひとりさまを支援する事業を開始し、その後、高齢の夫婦のみの世帯の方なども対象者に含めるようにしながら、平成30年10月には健康福祉総務課内に「おひとりさま支援係」を設置し、専門の職員を配置するなどして、積極的に終活に係る支援を行ってきた。 ・これまで、内容が多岐に渡る相談を延べ500件以上受けたことから、終活に対する市民の関心は高まってきていると捉えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加えて、近年の大規模災害や現在のコロナ禍の影響により、突然の別れが身近に感じられる状況にあるため、市民が終活について考える機会も多くなっていると思慮される。 <p>2. 条例の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿化、核家族化といった社会構造の変化等により、人々の暮らし方やエンディングに対する考え方が多様化してきた中で、自分自身だけでなく、残る親族や周囲の人々のために終活に取り組む市民に敬意を表すとともに支援を行う市の姿勢を明確に示すため、本条例を制定する。 <p>3. 条例に定める主な内容</p> <p>(1) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終活支援を行う目的を定める。 <p>(2) 基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終活支援において踏まえなければならない基本理念を定める。 <p>(3) 責務と役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終活支援に関する市の責務と、市民、事業者等の役割を明らかにする。 <p>(4) 基本的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念に基づいて実施する施策を示す。 <p>(5) 財政的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、施策の推進に必要な財政上の措置を講ずることを定める。 <p>4. 今後の主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント、講演、講習等による意識啓発 ・葬儀等の生前相談支援
<p>経 過</p> <p>H28. 7 「葬儀生前契約支援事業」を開始</p> <p>H30. 6 上記事業をリニューアルして「おひとり様などの終活支援事業」を開始</p> <p>H30.10 健康福祉総務課内に「おひとりさま支援係」を設置</p>	<p>今後の予定</p> <p>R3.3 市民意見公募手続</p> <p>R3.5 議案提出</p> <p>R3.7 条例施行</p>